

平成 28 年度 健康づくり事業の推進について

県民一人ひとりが生涯にわたって、生き生きと安心して、質の高い生活が送ることができるよう、「健康づくり推進実施計画」に基づき、「生活習慣病予防等の健康づくり」「歯及び口腔の健康づくり」「こころの健康づくり」等を重点的に推進するとともに、それを支援する社会環境の整備、充実を図ることにより、県民の健康寿命の1年延伸を目指す。

健康寿命の延伸	実施計画策定時 (H21～H23の平均)	目標 (H29年度)	参考：平成22年→25年 (厚生科学審議会専門委員会資料)
	男性 78.47年	1年延伸	男性 69.95歳→70.62歳
	女性 83.19年		女性 73.09歳→73.37歳

I 健康寿命の延伸に向けた社会環境の整備

個人としての健康づくりの取組を、多様な主体による連携と協働の下、社会全体で支えるため、県民総ぐるみによる推進に向けた基盤整備や実践活動団体への支援等、社会環境の整備を推進する。

1 健康ひょうご21大作戦の展開

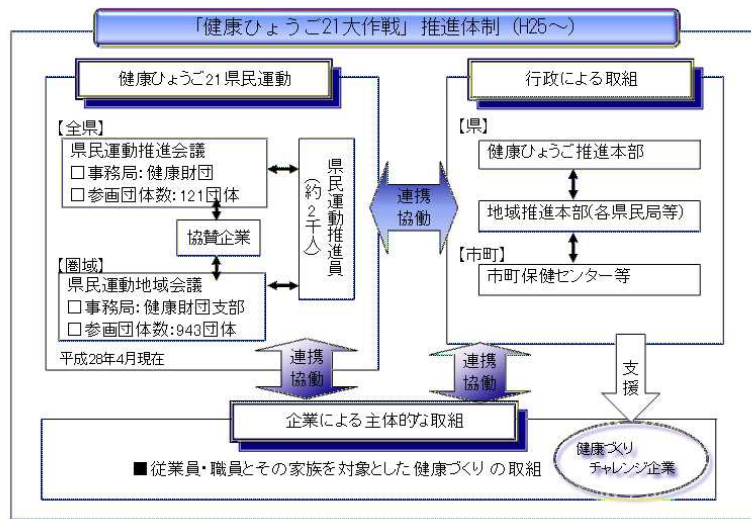
(1) 健康ひょうご21大作戦推進事業の実施

【22,001千円】

県民一人ひとりの健康と活力ある健康長寿社会の実現を図るため、

- ① 県民主導により展開される「健康ひょうご21県民運動」
- ② 行政による施策展開（県民運動の支援、健康基盤の整備等）
- ③ 企業による主体的な取組の推進（健康づくりチャレンジ企業への支援等）

を柱とする「健康ひょうご21大作戦」を展開し、ライフステージに応じたきめ細やかな健康づくりを推進する。



(2) 健康ひょうご21県民運動推進員等の養成 **【1,040千円】**

県民による自主的な健康づくりの取り組みを促進するため、県民運動参画団体の中から率先して健康づくりに取り組む「健康ひょうご21県民運動推進員」「食の健康運動リーダー」「8020運動推進員」を委嘱するとともに、研修会を開催し、所属団体等の専門性を活かした地域や職域での活動を支援する。

○委嘱数：約2,000人

(3) (新)健康長寿社会の実現に向けた健康づくり活動支援事業 **【1,552千円】**

県民運動推進員活動の実践を促進することにより、地域の健康づくりの取組の充実・強化を図る。

○実施方法：兵庫県健康財団に委託

○対象者：健康ひょうご21県民運動推進員

○実施手法：県民運動推進員が手帳を活用し、実践活動などを活性化

2 健康づくりを実践するための環境の整備

(1) (新)「健康づくり推進実施計画」評価のための実態調査 **【6,751千円】**

健康づくり実態調査及び食生活実態調査を実施し、状況を把握するとともに、次期計画における重点指標を検討し、より効率的な健康施策を展開する。

○健康づくり実態調査 (3,229千円)

・調査時期：平成28年9月～10月

・対象：20歳以上5,000人、中学生・高校生3,000人

○ひょうご食生活実態調査 (3,522千円)

・調査時期：平成28年11月

・対象：35地区1,750世帯(約4,000人)

(2) 公益財団法人兵庫県健康財団の運営支援 **【22,324千円】**

県民の健康増進、保健及び医療に関する事業を実施するとともに、健康に関する知識の普及啓発、調査研究及び地域組織活動の支援を行うほか、絶食療法や低カロリー食療法により心身両面の健康づくりを行う「五色県民健康村 健康道場」を運営する公益財団法人兵庫県健康財団の運営を支援する。

(3) 専門職人材育成に対する支援 **【2,176千円】**

健康福祉事務所と市町の保健師、栄養士、歯科衛生士等の専門職に対し、その指導技術の向上と健康づくりのコーディネーターとしての資質向上を図るため、必要な研修を行う。

＜27年度保健師・管理栄養士・歯科衛生士等研修実施状況＞

区分	対象	回数	人数
新任期保健師研修	県・市町新任期保健師	1回(3日)	延284人
プリセプター研修	県・市町新任期保健師指導者	1回(1日)	35人
リーダー保健師研修	県役付専門員・主査以上の保健師	1回(2日)	延57人
地域ケアの総合調整研修	県・市町保健師	1回(2日)	延53人
地域活動歯科衛生士研修	市町・地域活動歯科衛生士等	11回	399人

栄養指導員資質向上研修	全 県	県、政令・中核市栄養士	4回	148人
	新任期	県新任期栄養士	2回	10人
市町栄養改善強化推進研修	圏 域	市町・地域活動栄養士	27回	160人

(4) 実践活動団体の活動支援

ア 食生活改善活動実践団体（いずみ会）の活動支援 【2,744千円】

食生活改善を中心に健康づくりのボランティア活動を実践するいずみ会リーダー（食生活改善推進員）を養成するとともに、組織の育成強化を図る。

<組織数> 39市町単位いずみ会 544グループ

リーダー数：3,663人 会員数：5,174人（H28.5.1現在）

<27年度いずみ会リーダー養成講座実施状況>

講座数：17講座、修了者数：189人

<27年度いずみ会活動状況> (単位：回、人)

区分	生活習慣病 予 防	母子の健康 ・貧血予防	高 齢 者 の 健康・食生活	合計
活動回数	10,037	2,570	8,188	20,795
延参加者数	144,560	53,686	122,308	320,554

イ 給食施設協議会の育成・支援

給食施設間の連携を密にし、給食管理に関する研修を行うとともに、災害や食中毒発生時などの緊急時における相互支援ネットワークを構築し、安全かつ確実に食事を提供する体制の強化を図る。

<組織数> 16協議会 1,088施設（H28.7現在）

ウ 愛育班の育成・支援 【1,658千円】

高齢者や母子等への声かけと健康学習会の開催など、健康づくり声かけ運動を展開する地域組織「愛育班」の活動を支援する。

<活動状況> (H28.4.1現在)

組織数	対象世帯数	班員数	声かけ訪問件数
14市町 43班	16,388世帯	1,241人	延162,360人

エ 「まちの保健室」による健康づくり推進事業の実施 【17,847千円】

身近な場所で気軽に健康や子育てについて相談できる「まちの保健室」を運営し、超高齢化社会に対応する地域包括ケアシステムの構築に向け、先導的に取り組む公益社団法人兵庫県看護協会の活動を支援する。

○まちの保健室開設数：612か所

(5) (拡) 保健医療計画の改定 【9,716千円】

平成25年4月に策定した兵庫県保健医療計画（第6次）の達成状況の検証、医療需給調査及び調査結果の分析等を実施する。

○保健医療計画検討委員会（全県及び10圏域）の開催

○患者の受療動向及び圏域別医療資源の把握

○改定予定 平成30年4月

(6) (拡) 地域医療構想の推進 **【8,223 千円】**

現在策定中の地域医療構想に基づき、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進する。

○地域医療構想の主な内容

- ・2025年の医療需要と必要病床数
(4機能(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)ごとに推計)
- ・目指すべき医療提供体制を実現するための施策(基金を活用)
(医療機能分化と連携を進めるための施設整備、在宅医療の充実、医療従事者確保対策等)

○推進体制

- 本 庁：地域医療構想推進委員会
- 各圏域：圏域地域医療構想調整会議

(7) G7神戸保健大臣会合等の開催 **【27,000 千円】**

平成28年9月に神戸で開催されるG7神戸保健大臣会合に合わせ、健康、医療、高齢化などにかかる県民意識の醸成や、県内取組等を内外に積極的に発信する。

3 健康危機における健康確保対策

(1) 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」体制整備 **【999 千円】**

今後起こりうる災害等発生時の緊急支援体制の強化を図るため、兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」体制整備を行う。

(2) 食品を介した健康への悪影響の未然防止・拡大防止 **【580 千円】**

食中毒の発生予防、拡大防止のため、正しい知識の普及を図るとともに、食の安全安心にかかる問題発生時に迅速に対応できる環境の整備を図る。

- 食の安全安心フェアや紙芝居等の啓発資材を活用した意見交換会等の実施

(3) 新型インフルエンザ対策の推進 **【119,850 千円】**

ア 新型インフルエンザ対策推進事業の実施

病原性の高いインフルエンザの流行に備えた対策等を協議するとともに、発生時の適切な医療の提供や大流行時における迅速な対応に向け、研修・訓練の実施や、抗インフルエンザウイルス薬の追加備蓄を行う。

- 新型インフルエンザ対策圏域協議会：10医療圏域各2回
- 医療従事者研修：10医療圏域各1回

イ インフルエンザサーベイランスの推進

各種サーベイランスシステムを活用して、インフルエンザの発生動向等を把握するとともに、県民への注意喚起や流行情報の提供を行う。

Ⅱ 働き盛り世代の健康づくりへの支援

1 働き盛り世代の健康づくりへの支援

働き盛り世代の取組を促進するため、従業員等の健康づくりに積極的に取り組もうとする企業を「健康づくりチャレンジ企業」として登録し、健康情報の提供、専門人材の派遣、健康教室を実施した場合の助成等の支援を行う。

(1) (拡)企業との協働による健康づくりステップアップ事業 【10,521千円】

ア 健康づくりチャレンジ企業の募集・登録

○平成28年8月末現在：721社

イ 広報・啓発の実施

○健康づくりアワードの実施
○優良な取組事例集の作成

ウ 健康教室等開催時の費用助成

○1事業10万円上限（70事業）



〈健康教室の実施風景〉

(2) 勤労者健康づくり運動施設整備・運動教室支援事業の実施 【66,000千円】

健康づくりチャレンジ企業や中小企業団体等の空きスペースを活用した健康運動施設の整備等に対して支援を行う。（補助額：段階ごとの定額1/2相当）

○補助上限額：1,500千円（施設面積20㎡以上、運動用具等3台以上）

○補助上限額：2,500千円（施設面積50㎡以上、運動機器3台以上）



〈整備した運動施設〉



〈運動時の風景〉

(3) 企業における女性特有のがん検診受診促進事業 【24,015千円】

女性特有のがん検診の受診促進を図るため、中小企業の従業員及び被扶養者の乳がん検診、子宮頸がん検診の費用補助や、受診しやすい環境づくりに取り組んでもらえるよう、企業への働きかけを行う。

【対象者】

○乳がん検診：40歳以上の従業員及び被扶養者

○子宮頸がん検診：20歳以上の従業員及び被扶養者

(4) 企業のメンタルヘルス等推進事業 【56,000千円】

メンタルヘルス対策の取組の促進を図るため、産業カウンセラー等が中小企業に訪問し、研修・相談等の支援を行う。

2 生活習慣病予防等の健康づくり

(1) 特定健診・特定保健指導の受診率向上の取組

ア 特定健診・保健指導に関する企画・運営・技術研修 **【230千円】**

特定健診・特定保健指導を実践する人材を育成するため、保健師・管理栄養士等を対象に研修を行う。

<受講者数> (単位：人)

区分	保健師	管理栄養士	その他	計
H25	167	47	56	270
H26	182	83	59	324
H27	161	36	44	241

イ 特定健診・特定保健指導の現況調査

兵庫県保険者協議会と共同で特定健診・特定保健指導の現況調査を行う。

<特定健診・特定保健指導実施状況> (単位：%)

区分	特定健診受診率				特定保健指導実施率			
	H22	H23	H24	H25	H22	H23	H24	H25
市町国保	30.2	31.6	32.5	32.8	17.6	18.7	19.1	20.1
県全体	39.3	40.5	41.6	42.3	12.3	13.9	15.1	15.9
国全体	43.2	44.7	46.2	47.6	13.1	15.0	16.4	17.7

※市町国保：法定報告確定値のみ記載（国保）、県全体・国全体：厚生労働省公表値

ウ 「健康づくり包括連携協定」に基づく取組

平成 27 年 1 月に締結した兵庫県国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会兵庫支部との三者協定に基づき、連携して特定健診・特定保健指導の実施促進や、健診結果を活用した健康課題の分析等を行う。

エ 医療保険者との協働による受診促進のための

啓発キャンペーン **【236千円】**

兵庫県国民健康保険団体連合会、健康保険組合連合会兵庫連合会、全国健康保険協会兵庫支部等と協働で、啓発キャンペーンを行う。

<実施時期> 毎年 9 月

<実施内容> 従業員への周知広報、デジタルサイネージ(神戸・姫路)等



28 年度啓発ポスター

(2) (新)ひょうごの健康課題「見える化」による健康寿命延伸事業 **【3,767千円】**

本県の健康課題を分析して要因を明らかにし、市町別の健康リスクを「見える化」することにより、健康寿命の延伸や地域格差の縮小への取組を促進する。

○地域の課題抽出のためのデータ分析

○減塩に関する社会環境の実態調査

(3) 「健康体操」普及促進事業の実施 **【1,670千円】**

健康づくりのための運動習慣の定着と、ロコモティブシンドローム予防の取組を促進するため、各市町・団体等が取り組む健康体操の情報発信等を行うほか、各圏域で健康体操の普及に向けた学習会を開催する。

- 「健康ひょうご21県民運動ポータルサイト」での発信
- 健康体操普及促進学習会の開催（10圏域で各1回）

(4) 健康づくり（健康体操等）の実施・普及促進事業 **【15,332千円】**

高齢者の健康づくりを支援するため、健康体操等の実施・普及促進活動を行っている老人クラブの活動を支援する。

○対象：高齢者の健康づくり・介護予防のために市町が適当と認める体操等

(5) ひょうご健康づくりチェックツールの提供

県民が自ら取り組む健康づくりを支援するため、スマートフォン等で一人ひとりに応じた生活習慣改善などのアドバイスを受けられる「ひょうご健康づくりチェックツール」を提供する。



＜提供方法＞ 「健康ひょうご21県民運動ポータルサイト」を通じて提供

ひょうご健康づくりチェックツール

(6) 健康大学講座の開催 **【3,803千円】**

健康づくりに対する県民の理解を深めるとともに、個人や地域の健康づくりの実践を推進するため、兵庫県医師会に委託して10圏域で講座を開催する。

＜実施状況＞

（単位：回、日、人）

区分	講座数	開催延日数	受講者数	講座の内容（例）
H25	19	165	1,314	生活習慣病予防、がんの予防と治療、歯周疾患予防、こころの健康、たばこの害と禁煙 など
H26	19	164	1,218	
H27	19	167	1,283	

(7) 市町健康増進事業費補助 **【296,844千円】**

健康増進法に基づき40歳以上の住民を対象に実施される市町健康増進事業について助成を行い、壮年期からの健康づくりと生活習慣病の予防・早期発見を図る。

＜対象事業＞ 健康教育・相談、歯周疾患・骨粗鬆症・肝炎ウイルス検診 等

＜負担割合＞ 国 1/3、県 1/3、市町 1/3（肝炎ウイルス検診は、40歳以上5歳刻みの人に個別勧奨を行う場合、自己負担相当額は国 10/10）

(8) 「体力アップひょうご」サポート事業 **【5,828千円】**

小学生の体力・運動能力の向上を図るため、専門性に優れた地域の指導者等を積極的に活用し、「わかる」「できる」授業を創造するとともに児童の運動への興味・関心を高め、運動習慣の定着を図る。

ア 「体力アップサポート専門家会議」の設置（年3回）

○内容：体力・運動能力の現状及び課題の分析・検討 等

イ 体力アップサポーターの派遣〔拡充〕

○派遣人数：約70人（⁽²⁷⁾50人）

（地域の外部指導者、公立中学校・高等学校の保健体育科教員、民間スポーツクラブの指導者 等）

○派遣回数：1校あたり12回（⁽²⁷⁾6回）

○内容 体育授業及び学校体育活動における専門的な指導

ウ 「体力アップスクール表彰」の実施

体力向上に積極的に取り組み、成果を上げた学校を表彰

エ 兵庫県体力・運動能力調査の実施

(9) 学校教育活動全体で行う食育の推進 【6,757千円】

学校の教育活動全体を通じた食育を実践するため、今後の食育推進の方向性や具体的な実践方法を示した「学校における食育実践プログラム」等を活用し、学校給食・食育支援センター等とも連携しながら、すべての学校でより充実した食育の推進を図る。

ア 食育実践推進に関する有識者会議の開催（年3回）

- 構成員：学識経験者、学校関係者 等
- 内 容：教育活動全体を通じて行う食育実践方法の検討・周知 等

イ 社会的課題に対応するための学校給食の活用〔新規〕

- 実践校(地域)：2校(地域)
- 内 容：実践校(地域)における地場産物活用率向上のための調査・研究
実践事例集の作成配布

ウ 学校給食衛生管理推進研修の実施（県内5地域）

(10) (新)兵庫県総合がん対策推進事業 【3,653千円】

「がん対策推進計画」を着実に推進し、“がん対策加速化プラン”に即した課題解決を推進

ア 胃がん検診の基盤整備と受診促進（1,983千円）

- 胃がん検診従事者研修の実施
 - ・研修内容 平成28年度から導入される内視鏡検査・治療法等
 - ・研修期間 2日間

イ 地域肝炎対策支援体制の構築（1,242千円）

- 地域研修会・相談会の開催
 - ・実施地域 3地域（阪神南、中播磨、西播磨）
 - ・実施回数 各地域1回
- 地域肝炎治療コーディネーター研修会の開催
 - ・対象者 市町・県保健師
 - ・実施回数 2回
- 街頭啓発キャンペーンの実施（平成28年7月28日）

ウ がん患者等の相談支援体制の充実強化（428千円）

- 療養情報ハンドブックの作成（3,000部）

(11) がん登録の推進 【14,836千円】

地域のがんの実態を明らかにし、がん予防、がん検診の推進及び医療の向上のために必要な基礎データを集積

- 事業内容：届出票・死亡転写票の登録、全国がん登録データベースを活用した市町・病院への情報提供 等
- 実施主体：県（（公財）兵庫県健康財団へ委託）

(12) がんの教育総合支援事業 **【1,000 千円】**

学校教育全体の中でがん教育を推進するため、今後のがん教育のあり方について検討するとともに、がん教育の推進体制の構築を図る。

ア がん教育のあり方検討会の開催

- 構成：学識経験者、医師会代表、学校保健関係者、行政関係者
- 内容：教員用指導資料の作成

イ 学校保健関係者に対する研修会の開催

ウ 高等学校用指導資料の検証

エ 推進校の設置

- 対象：公立中学校 2 校
- 内容：専門家等による講演会、生徒意識調査 等

3 こころの健康づくり

(1) 県立こども発達支援センターの運営 **【26,024 千円】**

発達障害児の早期発見や支援体制強化のため、診断・診療、療育（リハビリ）や出張発達相談、派遣発達支援、研修、情報提供・市町助言等を行う。

- 診療内容：発達相談、心理検査・アセスメント、診断、OT、ST によるリハビリ

(2) 企業のメンタルヘルス等推進事業 <再掲> **【56,000 千円】**

メンタルヘルス対策の取組の促進を図るため、産業カウンセラー等が中小企業に訪問し、研修・相談等の支援を行う。

(3) こころの健康づくりの推進 **【3,952 千円】**

年齢階層に応じた自殺予防の啓発や相談しやすい環境を整備する。

- 学校で取り組む自殺予防支援
- 職域における相談体制の充実
- 経済問題等にかかる心の悩み相談体制の充実
- 介護支援専門員への自殺予防研修の実施

(4) (拡) 認知症予防・早期発見の推進 **【15,787 千円】**

認知症の予防や早期発見・早期受診を図るために、認知症予防教室の開催や研修、相談を実施する。

- 認知症の早期発見、早期対応研修の実施（2回）
- (拡) 認知症予防教室の開催（100回）
- (新) 認知症予防活動推進リーダー研修の実施（6回）
- 認知症コールセンターの運営
- 認知症・高齢者相談の実施

Ⅲ 食の健康づくりの推進

「食育推進計画（第2次）」に基づき、行政と食育関係者の連携強化、未来の親や子育て世代の食育力の強化を図る。また、県民の主体的な取組みを促進するため、「ごはん」「大豆」「減塩」に焦点をあてた「ひょうご“食の健康”運動」を公益財団法人兵庫県健康財団や地域、関係団体等と連携を図り推進する。

第2次計画の評価及び食を巡る状況の変化を踏まえて第3次計画を策定する。

1 ひょうご“食の健康”運動の展開

(1) 食の健康運動リーダーの設置と活動支援 【304千円】

食の健康運動リーダーを設置し、幼児やその保護者を対象とした調理実習を行うなど、食の健康運動や日本型食生活の普及啓発を行う。

＜食の健康運動リーダー＞ 1,029人（H28.4.1現在）

＜26年度活動回数・参加人数＞ 900回、41,771人

(2) 食の健康協力店制度の推進 【529千円】

「塩分控えめ」「野菜たっぷり」といった健康メニューの提供や栄養成分表示の実施など、「ひょうご“食の健康”運動」に参加する飲食店及び中食販売店を「食の健康協力店」として登録し、食環境の整備を図る。

○登録店舗数：7,842店（H28.6末）

〔目標：8,000店（H29.3末）〕

食の健康協力店



食の健康協力店マーク

2 食育の推進

(1) 食で育む元気ひょうご推進事業の実施 【1,070千円】

行政と地域の食育関係者とのパートナーシップの形成を促進し、推進方策の検討や協働した食育の推進に取り組む。

○食育パートナーシップ会議の開催：13健康福祉事務所各2回

○講習会や食育イベント等の実施：13健康福祉事務所各3回

(2) 食育絵手紙コンクールの実施

県民の食育への関心や実践力を高めるため、絵と言葉で食育の大切さを伝える絵手紙を募集、優秀作品を農林漁業祭で賞するとともに、食育の広報啓発などに活用する。

＜募集期間＞ 6月～9月上旬

＜27年度テーマ＞

「朝ごはんを食べていない人へのメッセージ」

「はじめての食事づくりの思い出」



27年度知事賞 作品

(3) 健康食生活アドバイス講習会の開催 【150千円】

大学生や新社会人など未来の親や子育て世代の食育力を強化し、健全な食生活の実践力の定着を目的とした講習会を開催する。

＜27年度実績＞ 2会場、参加者：105名

3 専門的栄養相談の実施

(1) 難病患者・障害者等への食生活支援

難病患者等の病態に応じた栄養指導、障害者等の食生活の自立支援、要介護者の療養に関わる相談・指導を行う。

(2) 食品の栄養成分表示等の相談指導

食品製造業者や消費者を対象として、食品の栄養成分表示の普及啓発を行うとともに、虚偽・誇大広告等について適正な表示に改めるよう指導を行う。

(3) 食品の栄養成分表示等の利用促進（新規）

【563 千円】

加工食品への栄養成分表示の義務化に伴い、相談対応力、指導技術の強化のための研修会、消費者が食の選択力を身につけるためのワークショップを開催する。

(4) 特定給食施設等の栄養管理指導

【701 千円】

特定給食施設等に対する個別指導・集団指導並びに管理栄養士配置施設の指定、医療機関への立入検査、社会福祉施設等に対する指導監査を行っている。

IV 歯及び口腔の健康づくり

歯と口腔の健康は、生活の質を確保するための基礎となる重要な要素であることに加え、口腔の衛生状態の悪化が全身疾患の発症や重症化の一因となることから、適切な口腔管理等の歯科保健サービスの充実に取り組む。

1 歯科口腔保健推進体制の整備

(1) 口腔保健支援センターの設置

【412千円】

「兵庫県口腔保健支援センター」により、庁内関係部署や関係団体と連携し、口腔を通じた健康確保の総合的な取組を推進する。

(2) 8020 運動推進部会の設置

【973 千円】

健康づくり審議会の下に、学識経験者や兵庫県歯科医師会など関係団体により構成する部会を設置する。

また、地域協議会として、圏域における歯科保健の取組の評価、課題の検証、推進方策の検討等を行い、推進部会に報告すること等により、ライフステージに応じた切れ目のない歯科口腔保健事業の展開を図る。

2 歯科健診・保健指導の実施促進

(1) 医科歯科連携による妊産婦の口腔マネジメント促進事業

【2,177千円】

妊産婦の口腔への意識の向上や、妊婦歯科健診を受診しやすい体制整備等を図るため、妊婦歯科健診マニュアルの作成や未実施地域での実施に向けた検討会を開催する。

○アンケート集計と報告書作成及び妊婦歯科健診マニュアルの作成

○妊婦歯科健診未実施地域での検討会

(2) 若い世代の食育力・健口力向上推進事業 【1,532千円】

若い世代の健全な食生活や生活習慣の実践に向け、大学生に対し、自発的かつ健康的な生活習慣の実践に取り組むためのワークショップを開催する。

○歯と食のワークショップ「キラッと☆いい食カレッジ」(対象：大学生)

(3) 口腔からのアプローチによる認知症の人のQOL向上事業 【2,783千円】

認知症の人のQOL向上や、歯科診療体制整備の推進を図るため、モデル介護保険施設において、口腔ケアや口腔機能向上を実施する。

- モデル介護保険施設における口腔ケアの実施
- 介護保険施設協力歯科医師等に対する認知症研修の実施
- 介護職員向け口腔ケア研修の実施

(4) 要介護者に対する口腔マネジメント等指導・研修事業 【356千円】

要介護高齢者、障害者(児)等の利用する施設に対し、歯科衛生士を派遣して、介護施設職員が効果的な口腔ケアの手法を習得する支援を行う。

○回数：13 健康福祉事務所で各2回

(5) 専門的歯科保健対策事業の実施 【1,654千円】

難病患者や障害者(児)等口腔ケアを受けるにあたって特に配慮を要する者の歯科保健の充実を図るため、歯科保健相談や訪問歯科保健指導を実施する。

- 歯科保健相談：13 健康福祉事務所で各4回
- 訪問歯科保健指導：9 圏域で各6回

3 離職歯科衛生士への復職支援 【1,174千円】

歯科衛生士に対する復職の支援策を検討するとともに、離職者が再就職しやすいよう、復職支援研修会及び復職支援講座を開催する。

- 復職支援会議の開催：年2回
- 復職支援研修会の開催：年2回
- 復職支援講座：2 圏域でモデル実施



復職支援啓発ポスター

V 受動喫煙対策等の推進

喫煙による健康被害の防止を啓発するとともに、特に大人に比べてたばこの有害物質の影響を受けやすい子どもや、妊婦の受動喫煙防止について理解を促すなど、受動喫煙のない快適な生活環境づくりを推進する。

1 受動喫煙対策の推進 【3,497千円】

(1) 施設管理者等受動喫煙対策研修会の開催

たばこの健康への悪影響についてさらなる周知を図り、各施設の管理者が「受動喫煙の防止等に関する条例」に基づく適切な受動喫煙防止措置や、喫煙環境の

店頭表示を実施できるよう、県内各地域で施設管理者等に対する研修会を開催する。



喫煙環境の店頭表示例

(2) 相談窓口の設置

健康増進課に受動喫煙対策支援員を配置し、県民や施設管理者からの条例に関する各種相談等に対応する。

2 禁煙支援・喫煙防止対策の推進

【3,294千円】

(1) たばこによる健康被害等に関する啓発

喫煙による健康被害や、子どもの喫煙防止のためのパンフレットを作成、県教委の協力を得て、小学5年生全員に配布する。

(2) 喫煙防止教室の実施

未成年者がたばこから自分の身を守ることができるよう、市町教育委員会と連携し、喫煙防止教室を開催するほか、教職員を対象に講習会を実施する。



喫煙防止教室（小学校）

(3) 禁煙の普及啓発

ア WHO世界禁煙デー及び禁煙週間等の普及啓発

関係機関へのポスター送付や庁内放送による呼びかけ等により、禁煙支援及び受動喫煙対策の普及啓発を行う。

イ 2016 たばこ対策フォーラム in ひょうご（仮称）の開催

健康と快適な生活のため、禁煙支援、受動喫煙対策を推進し、将来のたばこの煙のない地域社会をめざして、WHO神戸センターとの共催により、フォーラムを開催する。

開催日等：平成28年8月2日（火） 兵庫県公館



VI 健やか親子21(母子保健計画)の推進

健やかな妊娠・出産・子育てへの支援を充実させるとともに、妊娠期から育児期までの継続した支援体制を構築し、児童虐待の防止を図る。また、思春期からの保健対策について推進する。

1 悩みを抱える妊婦等の孤立防止対策

(1) (拡)悩みを抱える妊産婦への支援 【4,817 千円】

若年妊婦や思いがけない妊娠をした妊産婦への相談体制を強化するとともに、妊娠期から育児期にわたる継続した支援体制の構築を図る。

また、若い世代から、妊娠・出産を視野に入れた自らの健康管理、ライフプランニングに取り組めるよう普及啓発を図る。

○思いがけない妊娠SOS：毎週月・金曜日（10：00～16：00）

○(拡)妊娠・出産包括支援推進事業

(2) ピアサポートルームの開設 【400 千円】

地域で若者が気軽に相談できるようにするため、ピアサポートルームを開設し、研修を受講した看護系大学生等がカウンセリングを実施する。

○開設回数 年 24 回

2 不妊・不育への支援

(1) (拡)兵庫県特定不妊治療費助成事業の実施 【430,448 千円】

(平成 27 年度 2 月経済対策補正 6,000 千円含む)

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適応されない特定不妊治療に要する費用の一部を助成する。

また、初回治療及び治療の一環として行う男性不妊治療に対する助成を拡充する。

○助成単価の拡充

・上限300千円（初回治療のみ）※2回目以降は現行どおり（150千円）

ただし、凍結胚移植等については75千円

・男性不妊治療「TESE」等を実施した場合：上限を150千円に拡充

○実施時期 平成28年1月20日から適用

○負担割合 国1/2 県1/2（政令市・中核市除く）

○助成回数：通算6回（40歳未満）、通算3回（40歳以上43歳未満）

(2) 特定不妊治療費助成事業への追加助成（健康福祉部） 【42,150 千円】

相対的に所得が低い若い世代から、早期の治療開始につなげるために県単独で追加助成を実施する。

○対象者：特定不妊治療費助成対象者のうち、採卵から胚移植までの一連の治療を行う人（初回治療を除く）

○助成額：上限50千円/回

○通算回数：制限なし

○所得制限：夫婦合算した前年の所得額400万円未満

(3) (新) 不育症治療支援事業 **【7,750 千円】**

認知度が低く、経済的な負担が大きい不育症の早期受診・治療の促進及び経済的負担の軽減を図るため助成を実施。また、不育症に対する理解を促進するため、普及啓発を行う。

- 方 法：市町（政令市・中核市含む）補助
- 対 象：保険適用外の不育症の検査や治療費
- 助成額：検査・治療費の1/2

(4) 不妊専門相談 **【2,506 千円】**

不妊治療に関する相談に加え、思春期の性感染症による不妊予防や不妊治療の課題、不育症、男性不妊等、幅広く対応できる相談事業等を実施する。

- 不妊・不育専門相談及び男性不妊専門相談
- 不妊・不育に関するセミナー
- 不妊治療と出産に係る医療機関連携協議会の開催等

(5) 不妊治療に関する専門人材育成事業（新規） **【1,401 千円】**

不妊治療を推進するとともに、安全な妊娠・出産につなげるよう、不妊治療と出産に係る医療機関連携協議会を開催する。さらにガイドラインを活用した研修会及び周知を図り、地域の産婦人科医療の連携体制強化を図る。

3 子どもの健やかな成長への支援

(1) 周産期及び小児期の医療・保健にかかる専門家会議の開催 **【2,440 千円】**

関係団体や学識者で構成する専門家会議で周産期・小児期における医療・保健課題について検討を行うとともに、思春期保健、先天性代謝異常（*9）、新生児聴覚スクリーニング検査に関する研修を行うことで、子どもの安全安心な医療の提供と健やかな発達を促進する。

- <開催回数> 専門家会議：年5回 研修会：年4回
- <構 成 員> 県医師会、医療・教育関係団体、学識経験者、行政等

(2) 新生児先天性代謝異常等検査の実施 **【60,434 千円】**

新生児の先天性代謝異常や聴覚障害を早期発見、早期支援するための検査、制度管理を行う。

(3) 未熟児養育医療費の一部負担 **【66,065 千円】**

市町が実施する未熟児の入院養育に必要な医療給付について、その費用の一部を負担する。

- <負担割合> 国 1/2、県 1/4、市町 1/4
- <医療費給付件数（政令市・中核市を除く）>

区分	件数	(参考)低出生体重児出生数
H27	1,092	4,253 人 (H26)

(4) 医療と保健が連携した「養育支援ネット」の推進

未熟児や障害児、精神疾患や育児不安が強い保護者など、養育上支援の必要な親子の情報を早期に把握するため、医療機関と地域保健の情報提供システム「養育支援ネット」による児童虐待の予防、子育て支援の強化を図る。

＜養育支援ネット活動実績＞

区分	受理件数 A	家庭訪問件数 B	割合 B/A	(参考) 年間出生数
H25	3,691 件	3,454 件	93.6%	46,436 人 (H24)
H26	3,688 件	3,476 件	94.3%	45,673 人 (H25)
H27	3,738 件	3,531 件	94.5%	44,352 人 (H26)

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【50,498 千円】

育児不安の軽減を図り養育に関する相談に応じるため、市町が全乳児家庭に対して実施する乳児家庭全戸訪問事業に対して経費の一部を補助する。

○保健師や民生委員等の家庭訪問による養育環境の把握や育児支援

(6) 養育支援訪問事業の実施

【23,838 千円】

乳児家庭全戸訪問事業等を通じて把握した養育支援が特に必要と認められる子どもとその保護者に対し、訪問により相談指導等を行う市町に対し、助成する。

＜負担割合＞ 国 1/3、県 1/3、市町 1/3